

太宰府市長
楠 田 大 蔵 様
(市民生活部人権政策課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年 6 月 15 日付 3 太人第 42 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 3 月 12 日付 2 太人第 175 号及び令和 3 年 3 月 12 日付 2 太人第 176 号で行った情報一部公開決定処分は、学歴及び職歴（公職歴を除く。）を非公開とした点において妥当ではなく、現住所と生年月日を除く情報を公開すべきである。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 2 月 26 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報一部公開決定（令和 3 年 3 月 12 日付 2 太人第 175 号及び令和 3 年 3 月 12 日付 2 太人第 176 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、略歴書の学歴、民間会社の職歴を公開するとの決定を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 2 月 26 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「令和 3 年 3 月定例会諮問第 1 号」及び「令和 3 年 3 月定例会諮問第 2 号」の 2 件の公開請求をした。

イ 情報一部公開決定

実施機関は、同年 3 月 12 日、令和 3 年太宰府市議会第 1 回定例会諮問第 1 号議案書及び略歴書並びに令和 3 年太宰府市議会第 1 回定例会諮問第 2 号議案書及び略歴書（以下「本件文書」という。）に記載されている現住所、生年月日、学歴、職歴（公職歴を除く。）を情報公開条例第 10 条第 2 号に規定する個人情報に該当するとして非公

開とし、その余の部分を開示する旨の決定をした。

ウ 審査請求

審査請求人は、同年6月2日に本件処分を不服とし、情報公開条例第13条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和3年6月28日付の反論書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するが、人権擁護委員法第6条第3項で、市町村長は、法務大臣に対し、市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されている。

市民が両氏を人権擁護委員としてふさわしい人物かどうか判断するためには学歴・民間会社の職歴も必要不可欠な情報であるのでその公開を求めるものである。

イ 人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条において、その要件として「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員」と規定されており、市民が両氏を人権擁護委員の要件に該当する人物であるかどうか知るためには両氏の学歴、職歴は必要不可欠な情報であるので、情報公開請求を行った。

ウ 実施機関は、弁明書の中で諮問書の「住所(人権擁護委員法第6条第3項に定める選挙権の要件となる市町村名を除く。)」 「生年月日(人権擁護委員法第6条第3項に定める選挙権の要件となる年齢を除く。)」 「学歴」 「職歴(公職を除く。)」の部分について、情報公開条例第10条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が含まれており、かつ、当該情報を含むすべてを公開することが公益上必要と認められるものではないとの判断から非公開の決定を行ったと主張する。

エ しかしながら、諮問書は、会議の公開を原則とする議会の意見を求める諮問内容を記載した公文書であり、議会での審議資料である。諮問書の公開は、議事録の公開と同様に議会情報の公開の一形態であり、諮問書に含まれる個人情報情報は議会情報の性質を有する点において、その公開は、公益上の必要性が認められる。諮問書は公開を前提に作成された資料である。「情報公開制度・個人情報保護制度運用の手引」(令和2年10月太宰府市)22P記載の情報公開条例第10条第2号関係の解釈6で「ただし書のイは、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、次のよう個人情報が記録されているときは、公開することができるとする趣旨である。」とし「公表することを前提として提供された情報」は、公開することができるとしている。つまり、諮問書は、情報公開条例第10条第2号ただし書イに該当する公開できる情報である。このことについて、「令和2年12月定例会議案第56号議案書」の情報一部公開決定に対する審査請求における太宰府市情報公開・個人情報保護審査会の答申「4 審査会の判断」にお

いて「本件文書は、教育委員会委員の任命について同意を求める旨の議案として、議会の審議に向けて提出される文書であり、公開されることを前提として作成・取得された情報であるといえる(情報公開条例10条2号イ)。」と判断されているところであり、この審査会判断は本件にも該当するものと考えられる。

以上の通り、諮問書の添付「略歴書」記載の「学歴」「職歴(公職を除く。)」は、情報公開条例第10条第2号ただし書イに該当する情報であるので情報公開されたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和3年6月15日付の弁明書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

本件文書は、令和3年3月定例会に上程された諮問第1号及び諮問第2号議案であるが、本件文書の一部には、情報公開条例第10条第2号に規定する、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が含まれており、かつ、当該情報を含むすべてを公開することが公益上必要と認められるものではないとの判断から、「住所(人権擁護委員法第6条第3項に定める選挙権の要件となる市町村名を除く。)」 「生年月日(人権擁護委員法第6条第3項に定める選挙権の要件となる年齢を除く。)」 「学歴」「職歴(公職を除く。)」の部分については非公開とする決定を行ったものである。

なお公職歴については人権擁護委員法第6条において規定された要件でもあるため開示したものである。

また、本件文書の非公開部分を除いた部分については、情報公開条例第11条第1項の規定に基づき公開とした。

5 審査会の判断

本件において、公開請求の対象となっている文書は、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び添付の「略歴書」並びに「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び添付の「略歴書」であると特定した。本件処分においては、そのうちの、現住所、生年月日、学歴及び職歴(公職を除く。)が伏せられており、以下、これらを非公開としたことの妥当性について検討する。

(1) 本件請求が対象とする処分及び公開請求に係る情報の内容について

ア まず、現住所は、その一部だけであっても公開されると、様々な不利益をもたらすおそれのある情報であるといえる。現代の情報社会においては、現住所の一部が公開されるだけでも具体的な住所が特定されるおそれがあり、本人の生活が脅されるおそれがある。現住所そのものが、人権擁護委員としての適格性と直接関係するとも考え難く、本件において現住所は、公開を要しない「個人情報」と考えられる(情報公開条例第10条第2号)。

イ また、生年月日に関係するそれぞれの情報は、日常生活の重要な場面において使用されるものでもあり、少なからぬプライバシー性を有している。また、年齢はともかくとしても、生年月日自体が、人権擁護委員としての適格性を判断するうえで不可欠

な情報とも考え難く、本件においては、生年月日も、公開を要しない「個人情報」といえる（情報公開条例第10条第2号）。

ウ 他方で、学歴と職歴（公職歴を除く。）は、当該推薦候補者が「市の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員」（人権擁護委員法第6条第3項）であるかを判断するために必要な情報である。

加えて、本件文書は、人権擁護委員の推薦について意見を求める旨の議案として、議会における諮問に向けて提出される文書であり、公開されることを前提として作成・取得された情報であるといえる（情報公開条例第10条第2号イ）。それゆえ、本件においては、年齢、学歴及び職歴は公開すべきであったと考えられる。

（2）結論

以上のことから、本件文書のうち、現住所、生年月日、学歴及び職歴を非公開とした本件処分は、妥当ではない。本件文書のうち、現住所と生年月日を除く情報を公開すべきである。

（3）付帯意見

本件で請求対象となったような、議会等、公開を前提とされた会議等での審議に向けて提出される文書は、他にも作成されているものと思われる。そして、従来慣例では、そうした文書に多くの個人情報が記載されている様子である。しかし、本答申でも述べたように、この種の文書は情報公開の対象となりうるものである。今後においては、こうしたことを念頭に置き、公益性の程度もふまえながら、当該職種の適格性を判断する上で必要な情報のみを記載することが望ましい。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和3年6月30日 第1回審査会（審議）

令和3年7月7日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和3年7月16日 第3回審査会（審議）

令和3年7月21日 第4回審査会（審議）